健感発 0502 第 1 号 令和 5 年 5 月 2 日

各 都 道 府 県 保健所設置市 特 別 区 衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長 (公印省略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項 及び第14条第2項に基づく届出の基準等について(一部改正)

新型コロナウイルス感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について(一部改正)」(令和 4 年 6 月 30 日付け健感発 0630 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「届出通知」という。)において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号)第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等をお示ししているところです。

今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令(令和5年厚生労働省令第74号)が公布され、新型コロナウイルス感染症の法上の位置付けを見直し、5類感染症に位置付け、インフルエンザと同様、診療科名に内科・小児科を含む指定届出機関による届出対象疾病に追加したところです。

このことを踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第1項及び第 14 条第2項に基づく届出の基準等について」(平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号厚生労働省結核感染症課長通知)の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」の一部を新旧対照表のとおり改正し、令和 5 年 5 月 8 日から適用することといたしましたので、御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係機関等へ周知いただき、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

記

1 改正概要

- ・ 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準 第7の定義、臨床的 特徴等、届出基準を変更した。
- ・ 届出様式(定点)別記様式6-2に、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)を追加した。

2 適用日

令和5年5月8日から適用する。

【連絡先】

厚生労働省健康局結核感染症課

TEL: 03-3595-3489 (直通)

メールアドレス: SARSOPC@mhlw.go.jp

※メールの件名の文頭に【COVID-19】と入れること。

新旧対照表

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」

改正後

甘淮 (別紅) 屋

(別紙) 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準

(別紙) 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準

現行

第1~6(略)

第7 新型コロナウイルス感染症

1 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)

(1) 定義

新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属の コロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関 に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの に限る。)であるものに限る。)(以下「COVID-19」という)による急 性呼吸器症候群である。

(2) 臨床的特徴等

臨床的な特徴としては、潜伏期間は1~10日(通常2~4日)である。主な症状は、発熱、咳、全身倦怠感等の感冒様症状であり、頭痛、下痢、結膜炎、嗅覚障害、味覚障害等を呈する場合もある。高齢者及び基礎疾患を持つものにおいては重症化するリスクが一定程

第7 新型コロナウイルス感染症

1 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)

(1) 定義

第1~6(略)

コロナウイルス科ベータコロナウイルス属の新型コロナウイルス (ベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に中華 人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有する ことが新たに報告されたものに限る。)(以下「新型コロナウイルス」 という)による急性呼吸器症候群である。

(2) 臨床的特徴等(2020年5月13日時点)

現時点で動物等の感染源については不明である。家族間、医療機関などをはじめとするヒトーヒト感染が報告されている。2019年12月より中華人民共和国湖北省武漢市を中心として発生がみられており、世界的に感染地域が拡大している。

臨床的な特徴としては、潜伏期間は1~14日(通常5~6日)である。主な症状は、発熱、咳、全身倦怠感等の感冒様症状であり、頭痛、下痢、結膜炎、嗅覚障害、味覚障害等を呈する場合もある。 部のものは、主に5~14日間で呼吸困難等の症状を呈し、胸部X 度あると考えられている。

(3) 届出基準 (COVID-19 定点における場合)

ア 患者(確定例)

指定届出機関 (COVID-19 定点) の管理者は、(2) の臨床的特徴を有する者について、次の表の左欄に掲げる検査方法により当該者を新型コロナウイルス感染症と診断した場合又は発熱または呼吸器症状 (軽症の場合を含む。) を呈する者であって、COVID-19 であることが確定したものと同居している者 (飲食、入浴、就寝等を共にする家族や同居者)であり、医師が総合的に判断した結果、COVID-19と臨床的に診断する場合には、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

(削除)

(削除)

線写真、胸部 CT などで肺炎像が明らかとなる。高齢者及び基礎疾患を持つものにおいては重症化するリスクが一定程度あると考えられている。

(3) 届出基準

ア 患者(確定例)

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

<u>この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれ</u>かを用いること。

ウ 疑似症患者

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、当該者を新型コロナウイルス感染症の疑似症と診断し、かつ、入院を要すると認められる場合に限り、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行

イ 感染症死亡者の死体

指定届出機関 (COVID-19 定点) の管理者は、当該指定届出機関の 医師が、(2) の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所 見から、当該者を COVID-19 により死亡したと判断した場合には、法 第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け 出なければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

(削除)

検査方法	検査材料								
分離・同定による病原体の検出	喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、								
検体から直接の核酸増幅法によ る病原体の遺伝子の検出	咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、便、唾液、 剖検材料、その他検査方法に適す る材料								
抗原定性検査による病原体の抗	鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液又は唾								
原の検出	<u>液</u>								
抗原定量検査による病原体の抗	鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液又は唾								
原の検出	液								

(削除)

わなければならない。

エ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体<u>について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、</u>当該者を新型コロナウイルス感染症により死亡したと判断した場合には、<u>法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。</u>

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

オ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体について、(4)に該当すること等から新型コロナウイルス感染症により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

検査方法	検査材料							
分離・同定による病原体の検出	喀痰、気管吸引液、肺胞洗浄液、							
検体から直接の核酸増幅法によ る病原体の遺伝子の検出	咽頭拭い液、鼻腔吸引液、鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液、便、唾液、 剖検材料、その他検査方法に適す る材料							
抗原定性検査による病原体の抗 原の検出	鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液							
抗原定量検査による病原体の抗 原の検出	鼻腔拭い液、鼻咽頭拭い液又は唾 液							

(4) 感染が疑われる患者の要件

- 患者が次のアからオまでのいずれかに該当し、かつ、他の感染症 又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイルス感染 症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。ただし、必ずしも次の要 件に限定されるものではない。
- ア 発熱または呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触歴があるもの
- イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内 にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認 されている地域に渡航又は居住していたもの
- ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内 にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認 されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴がある もの
- 工 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し(法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当)、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの
- オ アからエまでに掲げるほか、次のいずれかに該当し、医師が新型 コロナウイルス感染症を疑うもの
 - ・37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、入院を要する肺炎が疑われる(特に高齢者又は基礎疾患があるものについては、積極的に考慮する)
 - ・新型コロナウイルス感染症以外の一般的な呼吸器感染症の病原体 検査で陽性となった者であって、その治療への反応が乏しく症状が 増悪した場合に、新型コロナウイルス感染症が疑われる
 - ・医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う

届出様式(全数) 別記様式1~5(略) (削除)

- ※濃厚接触とは、次の範囲に該当するものである。
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間 の接触(車内、航空機内等を含む)があったもの
- ・適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者 を診察、看護若しくは介護していたもの
- ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは 体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの

届出様式(全数) 別記様式1~5(略) 別添様式6-1

					新	型コ	07	ナウ	イルス	感	杂症	9	€生	届						
都治の禁む事(係) 感染症の予防及び おり届け出る。	建新加 基础:	ET E	- 11	TOR	# # 5	ny 6iz	OF NO.	2.61	E 1 (E)	8 W 8	角にお	STA.	lB #	6 W f	E (8)	67.10	OMESSIC	21/3	170	E
(*)確は、独当する番号を右側に記入						1	報告	半月日	2	0			华			Я			В	
MACRE																				_
数数マる前数・数 数数の名称																				_
上至何数 - 多會投 の形化地((8:1)																				_
REMANDO						Ш					申1版 の任子	(R ·) 5 · 常	s原用 动者:	(C)(E)	単して 入(電	いない 治番号	仮師に	あって フンロ	18. E	
診断(検索)した4 1. 集者(数世界)、				(表表)	es e	B 49 (192			CWOK!		Den				168			富の種	#127	**
フリガナ																10.00	(*) 以之宋.	1.40	10.	
nmens				9 0		17 - 10	-		- 10							90 9				
900 BEFFE		П			#			H		B	20.001	0 m	10 GHE			П	a	П		hA
nmerca (60	7				~						83	Reid	30838	mə l	EA.	FILE	CEX			_
200 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0						ĬĬ		I	Ė		884 編出終点で加路者が居住している住所を記入									
新聞者出名(NO											50-									
600 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		Ц						Ш			(E)	#10x	0(28)	Xin	433	SER!	5 (機能) まない) 、表表を			
日刊中 (868) 海県	2:	0			#			я		п	ńo	AR.	Č.							
診断の極端となっ た操体の便取作用 自(377)	2	0			*			я		п.										
発病年月日 (有症状の場合)	(2)	0			#			я		8										
死亡年月日(死亡 帝検定の場合)	:20	0			#			я		и.										
ワクテン陸権回数 (348)	367.	gas							ROES	100						7				
(60)	1973	ロナウ	III (AZ						ン接機年 クサン程8	2	O PIES	F-mm	に記	*	L	1	Ħ	Ш	-	B
1.2944-1	170	+,1,	721	ラゼキ	5.41	16575	7.7.5	不明												-
6. その他	_							98.5	フタチンは	租民党	0.000	黄白は	TOS	ŁR:	10.2	FIRST	#oiz	310	£ 12.	λ.
製成化のリスクロ	当子と	2881	向市の	nm i	(E) IR	54.5E	梅の	敬にと	. FEU	15001	スク図	子が自	HUZ	2.4	の数に	型入				
1. 新数据集 2. 特 10. 新数 1981 M G	E).1	200	10070	100 CM2 10.000 FE	0,1.6	世帯電信 ES/人物	単の世	信製	作.1.協会 物の事点	要申申	6 60	136. 7. 100 SE	西部	1. 10	保权.	1. 助策	ARE.		Ī	
1 2		3.		4		£		8	7.				9.		10		11		tž .	ſ
12.408																				
Manacas	e iTer	Bur	hA.	1.78	ont-	mont.	and-		+ 8H M	医性脓	1.色.市	HE TEL	15枚色	. Will	松位.	外表は	G.M.	支贴员	11年	7
1. 物化,2. 中等的	100	東平会				東中東	B 9) .	4 Mitt.												

